

吹田市立山田中学校PTA個人情報取扱規則～移行期間用～

(目的)

第1条 吹田市立山田中学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報については、原則取得しない。ただし、会員、および生徒に害が及ぶ可能性が高いと判断される場合に限り、本人の同意を得た上で取得する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. 会員情報管理、文書の送付
2. 会員名簿の作成
3. PTA本部役員の選出
4. 会計処理委託のための吹田市立山田中学校への提供

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

1. 個人情報データベースの保管期限を次の通りとする。
 - 1) 入会届は会員本人の在籍期間終了まで（退会、転居・転出、教職員の異動、その他の事由により脱会した場合、速やかに名簿より削除し、適切に破棄する。）
 - 2) PTA活動の参加者名簿は活動終了まで
 - 3) 本会PTA本部役員名簿は50年保管
2. 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに外部に情報が流出しない手段で廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、個人情報データベースの学校外への持ち出しは原則禁止とする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供した年月日
5. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 提供を受けた年月日
6. 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 P T A本部役員は、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修または勉強会を実施する。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「吹田市立山田中学校P T A個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年2月16日より施行する。